

平成26年度 母子家庭等医療費助成制度 所得制限基準額について

福祉医療費助成制度は、制度ごとに所得制限が設けられています。平成26年7月1日以降、平成25年分の所得が下記の所得制限基準額未満の場合に受給することができます。平成24年度から個人住民税の16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、算定に際しては、(19歳から22歳までの)特定扶養親族がある場合と同様に、所得制限基準額に1人につき15万円を加算します。

■所得制限基準額

母子家庭等医療では、『福祉医療の認定に用いる所得』を用いて所得制限の判定を行います。
 所得制限基準額は、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算します(下記所得制限基準額参照)。

所得制限基準額 D

扶養人数	母等扶養義務者
なし	1,920,000 円
1人	2,300,000 円
2人	2,680,000 円
3人	3,060,000 円
4人	3,440,000 円
5人	3,820,000 円

※ 児童扶養手当法第9条を準用

各種の控除

障害・勤労学生控除	定額 270,000 円
特別障害者控除	定額 400,000 円
社会保険料・生命保険料相当額控除	定額 80,000 円
配偶者特別控除	市民税での実額
雑損控除・医療費控除・ 小規模企業共済等掛金控除	市民税での実額

『福祉医療の認定に用いる所得』とは、総所得金額の合計額(各収入金額から必要経費(相当額)を控除した額の合計額)から、各種の控除額を控除した後の金額のことです。(『福祉医療の認定に用いる所得』には、株式等にかかる譲渡所得のうち上場株式等にかかる所得は含みません。また、譲渡所得は特別控除前の金額で判定します。)

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の所得制限基準額に当該老人控除配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算してください。特定扶養親族(16~23歳未満)がある場合については1人につき15万円を加算してください。

■算定表(保護者、扶養義務者それぞれの金額を下記の表の該当部分に入れてください。)

あなたの総所得金額等の合計額 A (=各収入金額から必要経費(相当額)を控除した額の合計額) ※1 給与所得のみのかたであれば、給与所得の源泉徴収票上の『給与所得控除後の金額』が をさします(株式等にかかる譲渡所得のうち上場株式等にかかる所得は除きます。)	円
--	---

ア: 雑損控除(実額控除)	円
イ: 医療費控除(実額控除)	円
ウ: 小規模企業共済等掛金控除(実額控除)	円
エ: 配偶者特別控除(実額控除)	円
オ: 社会保険料・生命保険料相当額控除(定額控除)	80,000円
カ: 障害者控除(該当する場合は1人につき27万円)	(カおよびキの額)
キ: 特別障害者控除(該当する場合は1人につき40万円)	円
ク: 勤労学生控除(該当する場合27万円)	円
控除合計(母子家庭等医療独自の控除額です) ア~クの計 B	円

あなたの母子家庭等医療の認定に用いる所得(A-B) C	円
------------------------------------	---

保護者、扶養義務者それぞれのC欄の所得と上記所得制限基準額Dを比べ、CがD(加算額含む)未満であれば、受給対象者となります。